

広島県告示第三百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十八年四月二十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年四月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

下門田泉吉田線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
庄原市高野町高暮字中組甲五九九番一地先から 庄原市高野町高暮字中組五九七番一地先まで	新	旧	二・七〇〇〇七 ・八〇〇	一五二・〇〇〇	拡幅
	新	旧	五・四〇〇〇一 六・二〇〇	一五二・〇〇〇	
庄原市高野町高暮字幡杭五二〇〇番一地先から 庄原市高野町高暮字幡杭五二〇二番一地先まで	新	旧	三・二〇〇〇七 ・五〇〇	一五二・五〇〇	拡幅
	新	旧	四・六〇〇〇二 五・〇〇〇	一五二・五〇〇	
庄原市高野町高暮字中組四六七番一地先から 庄原市高野町高暮字中組四六一番一地先まで	新	旧	二・八〇〇〇五 ・八〇〇	一〇〇・〇〇〇	拡幅
	新	旧	三・二〇〇〇一 二・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	
庄原市高野町高暮字槇山五二四五番一地先から 庄原市高野町高暮字槇山五二四五番一地先まで	新	旧	四・七〇〇〇五 ・五〇〇	四一・〇〇〇	拡幅
	新	旧	一〇・六〇〇〇〇 一七・〇〇〇	四一・〇〇〇	